

高知県農業技術センター公的資金等を用いた研究の不正防止計画

制定 平成20年5月8日

改正 平成27年4月1日

改正 令和2年11月2日

改正 令和3年8月17日

改正 令和4年2月22日

改正 令和4年6月28日

高知県農業技術センター総括責任者（所長）

この計画は、「高知県農業技術センターにおける公的研究費の管理・監査に関する基本方針」及び「高知県農業技術センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定」の実施に関し必要な事項を定める。

1. 機関内の責任体系の明確化について

（1）機関内の責任体系

①総括責任者は所長とする。

総括責任者は、機関全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

②管理責任者は技術次長とする。

管理責任者は、総括責任者を補佐し、機関全体を統括する実質的な権限を持ち、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

③研究倫理教育責任者は技術次長とする。

研究倫理教育責任者は、機関に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

④研究倫理教育推進者は、研究企画課長、生産環境課長、作物園芸課長、農業情報研究室長とする。

研究倫理教育推進者は、研究倫理教育責任者を補佐し、各課・室の公的研究資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、研究倫理教育の実施、運営を円滑に進めなければならない。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備について

（1）研究費の事務処理手続きに関するルール

- ①地方自治法、高知県旅費に関する条例、高知県会計規則及び高知県会計事務処理要領に基づき処理する。
- (2) 研究費の事務処理手続きに関する構成員の権限と責任
 - ①高知県農業技術センターの経理執行体制に定める。
- (3) 構成員の意識向上
 - ①総括責任者及び研究倫理教育責任者は機関の全職員を対象に公的資金等に関する研修会又は説明会を実施する。
 - ②公的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書の提出を求める。誓約書を提出しない者は、公的資金等の申請・運営・管理に関わることはできない。
 - ③公的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定める。

3. 機関内外からの告発等の取扱い、調査体制について

- (1) 告発の受付窓口
 - 研究企画課に受付窓口を置き、責任者には技術次長を充てるものとする。
- (2) 告発の対象と受理
 - ①書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発を行うことができる。
 - ②公的資金等に係る研究活動における不正行為（研究成果の捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership、利益相反に係る諸問題等）及び研究費の不正使用（私的流用、目的外使用等）を対象とする。
 - ③告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
 - ④告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、総括責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
 - ⑤告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- (3) 不正行為に係る調査
 - 不正行為の疑いが生じた場合の調査は、「高知県農業技術センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定」により迅速に行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動について

(1) 不正取引に関与した業者への対応について

①高知県物品購入等関係指名停止要領による。

(2) 発注・検収業務における当事者以外の者によるチェック

①高知県会計規則及び高知県会計事務処理要領による。

②前年度 160 万円以上かつ 10 回以上の取引のある業者に対しては誓約書の提出を求める。

(3) 旅費及び賃金執行における当事者以外の者によるチェック

①別に定める経理執行体制による。

5. モニタリングの在り方について

(1) 機関全体のモニタリング及び監査制度

①研究倫理教育責任者は、所管する研究課題の内部監査を実施する。

②高知県監査委員監査及び高知県会計管理課会計検査による。